

指定管理者管理運営状況評価

評価対象施設	さきたま緑道・花の里緑道
指定管理者	街活性室・三島造園共同事業体
評価対象年度	令和6年度
施設所管課所	營繕・公園事務所

評価項目	細項目	評価	コメント
利用者の平等な都市公園の利用の確保	平等利用の確保	一	・開放公園のため、休園日はなし。
	利用料金の適切・公平な徴収	一	・有料施設ではなく、利用料金の徴収はなし。
	苦情・要望等への適切な対応	B	・苦情・要望に対応した結果について、県へ報告がほとんどなかった。
関係する法令等を遵守した適正な都市公園の運営	法令等の遵守	A	・法令を遵守した管理を行っている。
	適切な各種手続	B	・修繕の事前報告について、1件未報告であった。
都市公園の設置目的を効果的に達成した効率的運営	管理目標の達成	A	・管理目標の4項目のうち、3項目は達成した。
	事業の実施	B	・自主事業による年間12回行ったが、参加者が少数であることが多かった。緑道のにぎわい創出の事業内容については検討する必要がある。
	安全性の確保	C	・低木の刈込は防犯上の視点確保の観点から1.2mに保つ及び歩行路上空は最低2.0mの空間を確保するなど、事業計画書に定められている樹木、植栽の管理を適正に実施していない。
	防災等適切な管理の履行	A	・危機管理マニュアルの整備を行い、適切な管理に努めている。
指定管理業務を行う経営基盤	収支の適正な管理	A	・会計毎に収支を区分し、適切な財務処理がなされている。
	事業計画との整合性	A	・適切な財務処理がなされるとともに、必要な保険（施設賃貸責任保険）に加入している。
その他	個人情報の適切な管理	A	・個人情報についてはアクセスできる人間を限定し、適正な管理を行っている。
	県内中小企業及び環境への配慮	A	・外注先は、地元の中小企業で発注している。・周辺の水田や耕作地、環境に配慮して、除草剤や農薬は使用していない。
総合評価		C	・樹木・植栽の管理について、事業計画書上に定められている管理基準を満たしておらず、緑道の管理を適正に実施しているとは言い難い。

特記事項	特に評価すべき点	なし
	次年度に向けて改善が望まれる点	・植栽、樹木の管理が適切に行われるよう必要な管理体制を構築すること。